

令和2年8月20日をもって、新型コロナウイルス感染症の影響による『次世代住宅ポイント対象住宅証明書』の発行業務の受付を終了します。

次世代住宅ポイント制度

「次世代住宅ポイント対象住宅証明書」発行業務

次世代住宅ポイント制度は、一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を満たす住宅や家事負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームをされた方に対し、さまざまな商品と交換できるポイントを発行する制度です。



次世代住宅ポイント事務局への提出期限は、令和2年8月31日までとなっています。

これに伴い、弊社の『次世代住宅ポイント対象住宅証明書』の発行業務の受付につきましては、令和2年8月20日(木)をもって終了させていただきます。

また、証明書の申請は、余裕をもってご依頼いただきますようお願いいたします。

- ※1 令和2年8月20日の書類到着分まで受付を行います。
- ※2 期日までに申請された建物についての次世代住宅ポイントの発行を保証するものではありません。
- ※3 審査着手前にポイント申請が終了した場合、手数料は返還します。ただし、審査着手後の審査料は返還しません。
- ※4 予算に対するポイント申請の状況により、終了日を変更する場合があります。